

いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例

いわて体験交流施設条例（平成19年岩手県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第2（第8条関係）				別表第2（第8条関係）					
区 分		単 位	利用料金の 上限額	附属の設備の利 用料金の上限額	区 分		単 位	利用料金の 上限額	附属の設備の利 用料金の上限額
体験ホ ール	指定管理者が行う 加工体験教室に参 加する場合	[略]	円 <u>1,200</u>		体験ホ ール	指定管理者が行う 加工体験教室に参 加する場合	[略]	円 <u>1,210</u>	
	その他の場合	[略]	<u>1,600</u>	[略]		その他の場合	[略]	<u>1,610</u>	[略]
ふれあい交流室		[略]	<u>660</u>		ふれあい交流室		[略]	<u>670</u>	
[略]				[略]					
[略]				[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。